一　第六十六条第一号　三億円以下の罰金刑
二　第六十七条第一号から第四号まで　二億円以下の罰金刑
三　第六十五条、第六十六条第二号、第六十七条第五号から第七号まで、第六十八条又は前条　各本条の罰金刑

２　法人でない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその法人でない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十一条　共済団体の設立時理事、設立時監事、理事、監事、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事、監事若しくは清算人の職務を代行する者、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十四条第一項第六号に規定する一時理事、監事若しくは代表理事の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者又は同法第三百三十七条第一項第二号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一　第九条第二項の規定に違反して、他の共済団体又は会社の常務に従事したとき。
二　第十条第二項の規定に違反して、他の事業を行ったとき。
三　第十四条の規定に違反して、持分会社の無限責任社員又は業務を執行する社員となったとき。
四　第二十二条の規定に違反して、同条第一項の価格変動準備金を積み立てず、又はこれを取り崩したとき。
五　第二十三条又は第二十四条の規定に違反して、責任準備金又は支払備金を積み立てなかったとき。
六　第二十五条第一項の規定による認可を受けないで、同項に規定する事項の変更をしたとき。
七　第二十五条第二項の規定による届出をしなかったとき。
八　第二十六条第一項の規定による認可を受けないで、同項に規定する書類に定めた事項の変更をしたとき。
九　第二十六条第二項の規定による届出をしなかったとき。
十　第二十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
十一　第三十二条の規定による命令に違反したとき。
十二　第三十三条第一項（第三十六条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出を求めることを含む。）に違反したとき。
十三　第三十七条において読み替えて準用する保険業法第百三十六条（第三十六条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に違反して、共済契約の移転の手続をしたとき。
十四　第三十七条又は第四十七条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第百三十六条の二第一項（第三十六条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は第百六十六条第二項の規定に違反して、書類又は書面若しくは電磁的記録を備え置かなかったとき。
十五　第三十七条又は第四十七条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第四十六条の二第二項（第三十六条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は第百六十六条第三項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは書面若しくは電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は書類若しくは書面の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。
十六　第三十七条、第三十九条又は第四十七条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第百三十七条第一項、第百三十八条第一項若しくは第百四十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第三十六条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第百四十六条第一項若しくは第百五十条第一項（これらの規定を第三十六条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は第百六十五条の二十四第二項若しくは第百六十六条第一項の規定による公告、通知若しくは催告をすることを怠ったとき又は不正の公告、通知若しくは催告をしたとき。
十七　第三十七条において読み替えて準用する保険業法第百三十七条第一項又は第二項（これらの規定を第三十六条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に違反して、共済契約の移転をしたとき。
十八　第三十九条において読み替えて準用する保険業法第百四十六条第一項（第三十六条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による登記を怠ったとき。
十九　第四十三条の規定による公告をすることを怠ったとき又は不正の公告をしたとき。
二十　第四十七条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第百六十五条の二十四第二項又は第四項の規定に違反して、合併をしたとき。
二十一　第五十条の規定に違反して、書類若しくは書面若しくは電磁的記録を提出せず、又は当該書類若しくは書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をして、これらを提出したとき。

第七十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一　第七条第一項の規定に違反した者
二　第七条第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第七十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十六条の規定に違反して、同項ただし書の規定による行政庁の承認を受けないで子会社を保有した者
二　第十九条第一項の規定に違反した者又は同条第二項の規定に違反して、同項ただし書の規定による行政庁の承認を受けないで同項各号に掲げる行為を行った者
三　第五十七条第一項の規定により同項に規定する認可等（第三条の規定による認可を除く。）に付した条件に違反した者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（共済事業と実質的に同一のものである特定保険業を行う者に係る経過措置）

第二条　保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この項及び次条において「平成十七年改正法」という。）附則第二条第一項の認可を受けて特定保険業（同項に規定する特定保険業をいう。以下この項及び次条第四号において同じ。）を行う一般社団法人又は一般財団法人が第三条の認可を受ける場合において、当該認可を行う行政庁が、厚生労働省令で定めるところにより、当該一般社団法人又は一般財団法人が当該認可を受ける際現に行っている特定保険業が当該認可を受けようとする共済事業と実質的に同一のものであると認めるときは、当該一般社団法人又は一般財団法人の行う特定保険業に係る保険契約並びに当該保険契約に係る保険契約者、被保険者及び保険金額を受け取るべき者並びに当該特定保険業に係る会計並びに当該会計に属する権利義務、平成十七年改正法附則第四条第一項の規定において読み替えて準用する保険業法第百十五条第一項の規定により積み立てられた価格変動準備金、同法第百十六条第一項の規定により積み立てられた責任準備金及び同法第百十七条第一項の規定により積み立てられた支払備金は、厚生労働省令で定めるところにより、当該認可の日において、それぞれ当該一般社団法人又は一般財団法人が当該認可を受けて行う共済事業に係る共済契約並びに当該共済契約の共済契約者、被共済者及び共済金額を受け取るべき者並びに当該共済事業に係る会計並びに当該会計に属する権利義務、第二十二条第一項の規定により積み立てられた価格変動準備金、第二十三条第一項の規定により積み立てられた責任準備金及び第二十四条第一項の規定により積み立てられた支払備金となるものとする。この場合において、当該一般社団法人又は一般財団法人は、当該認可の日に当該特定保険業を廃止したものとみなす。

２　第二十条の規定は、前項の規定の適用を受ける一般社団法人又は一般財団法人については、適用しない。